

日 時：平成 1 1 年 3 月 2 5 日（火）

場 所：農林水産省第二特別会議室

第 1 2 回 食 品 流 通 審 議 会
食 品 環 境 専 門 委 員 会 議 事 録

農 林 水 産 省

開 会

事務局 それでは、定刻になりましたので、第12回食品環境専門委員会を開催させていただきます。

本日は御連絡によりますと、24名の委員のうち15名が出席ということでございます。今回の議題でございますけれども、議事次第にありますように、容器包装リサイクル法平成12年の全面施行に向けての検討状況、食品産業の自主行動計画の策定状況、そして、前回に続きまして食品産業の環境対策ビジョンについてでございます。

議題に入ります前に、お手元の配布資料について御確認をいただきたいと思えます。配布資料一覧で1から9までありまして、資料1が議事次第、資料2が委員名簿出欠席について記入してございます。、資料3が前回の当専門委員会の議事録、資料4が「紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再商品化について」、資料5が「『容器包装に関する基本的考え方の改正』について、資料6が「『特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込み量の算定のためのガイドライン』の改正の方向について」、資料7が「食品産業の環境自主行動計画の策定状況について」、資料8が8 - 1、8 - 2とありまして、「食品産業環境対策ビジョンの整理の方向について（その2 各論）」というのが資料8 - 1、「（資料編）」が8 - 2です。資料9が、この各論をまとめるのに当たりましていただきま

した意見と、それから総論、ビジョンについていただきました意見の概要というものでございます。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

委員長 委員の皆様方には、大変お忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。

早速、第12回の委員会を開催させていただきたいと思います。

今回は、議事次第にありますとおり、一つは容器包装リサイクル法の平成12年度全面実施に向けての検討状況、二つ目に食品産業の環境自主行動計画の策定状況の報告、そして三つ目に食品産業の環境対策ビジョンの策定について、以上の審議をこれからお願いしたいと思います。

このうちの食品産業の環境対策ビジョンの策定につきましては、前回の委員会では総論部分の整理の方向について御討議をお願いしたわけです。今回は、前回の委員会で示しましたスケジュールのとおり、ビジョンの各論部分の方向づけを中心に行いたいと思います。前回の委員会での御意見と委員会後の追加の御意見を踏まえまして、事務局の方で整理したものをもとに審議を進めたいと思います。

容器包装リサイクル法平成12年の全面施行に向けての検討状況について

食品産業の環境自主行動計画の策定状況について

委員長 それでは1番目と2番目、容器包装リサイクル法関係、食品産業の環境自主行動計画の策定状況についてまとめて事務局より御説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、事務局から資料4、5、6、7について御説明を申し上げます。

まず、資料4の「紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再商品化について」でございます。この資料は平成12年度に施行されます紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再商品化手法について御説明するための資料でございます。

まず、紙製容器包装ですが、紙製容器包装は非常に雑多なものがありますが、考え方としてはこういう考え方で行いたいと考えております。まず、消費者段階から市町村によりまして紙製容器包装というものを分別収集していただきまして、容器包装以外のものとか

夾雑物を市町村によりまして粗選別していただきまして、これを分別基準適合物として再商品化事業者が引き取る。(1)のところですが、そういった分別収集されました紙製容器包装のうち、再商品化事業者によって紙へ材料リサイクルが可能なものと、それ以外のものをさらに選別していただくという工程を経ます。それによりまして紙へのリサイクルが可能な比較的質のよい紙につきましては紙から紙に戻していくということでございます。(2)のところですが、それ以外のリサイクルが繰り返された紙とか、中身の付着や複合材が問題となる紙につきましては、紙へのリサイクルが若干難しゅうございますので、高度な熱・エネルギー利用の確保、燃料の発熱量・品質の確保、環境保全に配慮した利用の確立等を規定した上で、固形燃料としての燃料化を行ってはどうかと考えております。ちなみに現在分類調査を行っておりますけれども、ある市で分類調査を行った結果によりまして、大体紙から紙に戻る割合が、分別収集いたしました紙製容器のうち大体2割ぐらいではないかと言われております。

2ページはプラスチック製容器包装のリサイクル手法について御説明する資料でございます。

まず、プラスチック製容器包装のうち、白色の発泡スチロール製食品トレーにつきましては、分別を行えばプラスチック原材料としての利用が容易であること、現在、例えば店頭回収の方法等によりまして一定の材料リサイクルシステムが構築されているという理由から、単独に分別収集された白色の発泡スチロール製食品トレーにつきましては、原則的にプラスチック原材料としての再商品化を行いたいと考えております。

(2)以下がそれ以外のものということになるかと思いますが、現状といたしましては、トレー以外のプラスチック製容器包装につきましては、プラスチック原材料等としての再商品化が若干困難というふうに考えられておりますので、基本的には油化、高炉還元、ガス化によりまして再商品化を行うことといたしたいと考えております。

それから、これまで御説明していなかったものですが、コークス炉化学原料化というのがありまして、下のプラスチック製容器包装の再商品化手法の表をごらんいただきたいと思います。ケミカルリサイクルの中にコークス炉化学原料化(仮称)というものがありますが、これは高炉に用いるコークスを精製する炉、いわゆるコークス炉で使用されております原料炭、これはコークスと油とガス留分といったものに分解して、それぞれそれら

の用途に使うわけですが、こういったプラスチックも原料炭の代替材料になりますので、このプラスチックを破碎、造粒等の加工を行いまして、原料炭の代替材料として使用するというものでございます。これは最近出てきた再商品化手法ですので、塩素対策等の技術的課題とか、再商品化コスト等の経済的課題等を検討しているところでございます。

(3)に戻らせていただきますけれども、材料リサイクルを優先する観点から、一定の基準を設けまして、プラスチック原材料等としての再商品化を、先ほど見ていただきましたケミカルリサイクルよりも優先的に取り扱っていきたいと考えております。

それから、まだ再商品化能力の調査は十分行っておりませんが、こういった材料リサイクル、ケミカルリサイクルによる再商品化だけでは集まってきたプラスチックを再商品化できないという場合には、これら以外の再商品化についても検討を行ってまいりたいと考えております。

3ページ以下は、これまでも若干御説明いたしました、手法のフロー図でございますので、後でござらんいただければと思っております。

資料4の説明につきましては以上で終わらせていただきます。

資料5をお開きいただきたいと思います。資料5は容器包装に関する基本的な考え方の改正でございます。容器包装に関する基本的な考え方ですが、これは容器包装リサイクル法に基づきまして、事業者が再商品化義務を行う容器包装につきましては、法律の第2条等に基づきまして具体的に特定容器が規定されているわけです。ただ、さらに事業者の便宜に資するために、事業者が利用なり製造しております容器包装が法の対象となるか否かの判断と目安とするため、関係4省庁で考え方及び具体的な事例を示した「容器包装に関する基本的な考え方」というものを、平成9年4月の本格施行にあわせまして作成しておりまして、関係者に周知しているところでございます。

今回、平成12年4月から紙製容器包装及びプラスチック製容器包装が対象となりますので、これまで「これはどうなんだ」というような事業者等からの問い合わせもありましたが、そういった問い合わせを踏まえかつ、関係する協議会等の意見も踏まえまして、関係4省庁で改正案を策定いたしましたので、速やかに改正手続を行うことをしたいと考えております。

主な改正点は下記のとおりであります。一つが、容器及び包装のいずれかに該当するか

の判断をより明確にするため、容器及び包装に該当するか否かの具体的事例を追加したいと考えております。御承知のように、容器ということになりますと、容器の素材メーカー、製造事業者につきましても再商品化の義務がかかってくるわけですが、包装の場合には、利用事業者にのみ再商品化義務がかかるということで、両事業者間の責任分担の範囲となりますので、そういった意味があります。

具体的には7ページ、8ページでございます。7ページの「特定容器」に該当するか否かの判断の目安の2のところ、「特定容器に該当するものの例」ということを新たに追加させていただこうと思っております。例えば乾電池等のマルチシュリンクというものは特定容器に該当するということでございます。

8ページの「特定包装」に該当するか否かの判断の目安というのがありますが、特定包装というのは、容器包装のうち特定容器以外のものですので、先ほど見ていただきました特定容器以外のものが特定包装になるわけですが、具体的な判断の目安ということで、特定包装に該当するものの例ということでゴシックで書いてありますが、これを追加させていただきたいと考えております。具体的には、1枚の紙とかフィルム等を折りたたんで用いる個包装紙、あるいはあめ等のはしをひねってある紙、それからストレッチフィルム、それからスリーブ状のシュリンクパック等が該当するということでございます。

資料5の1ページに戻っていただきたいと思います。2点目といたしまして、複合素材、特に紙とプラスチックが問題になりますけれども、この容器包装区分について具体例を追加したいと考えております。具体的には13ページをお開きいただきたいと思います。上の方に「(具体例)」というのがありますが、全体重量が100gの容器包装において、プラスチック部分が60g、紙部分が40gの複合素材であって分離不可能の場合、当該容器包装は重量が100gのプラスチック製容器包装とするということです。大体50%を目安にやりますが、2ポツの例は重量ベースで最も主要なものに分類するということで、30g、40g、その他30gということで、紙が40gの場合を紙とするというふうに書いてございます。

この問題につきましては、消費者の方々にもかわりがある問題でありまして、どれが紙、どれがプラスチックかという判断に迷うケースもあろうかと思っておりますので、現在、これは紙です、これはプラスチックですというように、識別が容易になるような表示を行う

方向で検討いたしたいと考えております。

3点目として、工場内において容器包装を成形加工等を行う「インプラント」の判断基準を追加しております。これは誰が特定容器の製造事業者になるかという問題でありまして、現場で若干問題のあるケースがありますので、判断基準を追加しております。具体的には13ページの ですが、基本的には無地とか汎用性のあるようなロールシート等を購入いたしまして、これに自ら印刷を施したり、スリットを入れたり、成形するという場合に、いわば中身メーカーが容器製造等事業者になるということで考えたいと考えております。

資料5の御説明は以上でございます。

次に、資料6は「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込み量の算定のためのガイドライン」の改正の方向ということです。この容器包装リサイクル法の仕組みというのは、特定事業者が自ら法律に従って自分の義務量を算定して、それに応じた再商品化をするというのが法律の仕組みになっておりますけれども、複雑ですので、どうやって算定すればいいのかというマニュアルみたいなものを4省庁で相談いたしまして周知しております。これがガイドラインです。先ほどと同じように12年対応ということで、紙製及びプラスチック製容器包装の対象になることに伴いまして、関係4省庁で協議いたしまして、内容の改正を行いたいと考えております。

ただ、ここで容器包装廃棄物比率というのがありまして、義務量を算定していく中で重要になるものですが、まだ若干データがそろっておりませんので、具体的には通達の改正は8月ごろに行うというふうにしたいと思っておりますが、案につきましては本専門委員会の資料として公表して関係者の便宜に資したいと考えております。

主な改正点は4点ありまして、包装に係る記述の追加ということで、これは容器また包装を追加するというところでございます。

2点目が実質的な問題もありまして、紙製・プラスチック製容器包装につきましては非常に軽いものもありますので、そういった軽量の容器包装に対応するため、10g未満の容器包装につきまして、1個当たりの重量における有効数字の桁数を追加しております。なお、10g以上のものは従来どおりの扱いとなります。具体的には、10g未満のものは、有効数字3桁目を四捨五入して2桁にするように桁数を変更したいと考えております。

それから、今後出ます容器包装廃棄物比率を追加するというところでございます。

4番目が、参考として、帳簿の記載例を特定事業者の便宜のために追加しております。

中身は若干細かいところもありますし、改正点が少ないということもありますので、2ページ以下の説明は省略させていただきたいと思います。

資料7をお開きいただきたいと思います。食品産業における環境自主行動計画の策定状況ということで、平成10年度までにおける環境自主行動計画の策定状況を取りまとめたものです。経緯は御承知のとおりですが、京都議定書の着実な実施に向けまして、各界一体となった温室効果ガス削減に向けた取り組みを求められているわけですが、産業界に対しましても自主的な取り組みをしようということになっております。

こういった状況を踏まえまして、当省所管の食品産業におきましては、温室効果ガスの削減、廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進等の環境問題につきましましては、自ら取り組む自主行動計画の策定が行われているところでございます。策定状況は以下の表にあるとおりでありまして、策定済業種として6業種あります。一つが乳製品製造業、糖類製造業、製穀製粉業、冷凍食品製造業、清涼飲料製造業、それからビール製造業の6つでございます。

このうち、この間御説明した以降に新しく立てられたものが三つありまして、製粉協会が策定いたしましたものが一つ、冷凍食品協会が策定したものが一つ、全国清涼飲料工業会ということで、前回この関係で専門委員会で御説明した以降3つの団体が策定しております。内容につきましては表のとおりでありまして、温暖化対策と廃棄物対策が必須項目ですが、その他、冷蔵庫を使っているような業界につきましてはオゾン層保護対策等が内容として規定されているところでございます。

2ページにいつていただきまして、今後の策定予定ですが、現在11年度中をめどに策定したいと考えておる団体は以下のとおりでありまして、製造分野が醤油、マヨネーズ関係、パン、菓子、かん詰め、即席食品工業会、外食品卸協会、加工食品卸協会、給食事業協同組合連合会、日本フードサービス協会ということで、早いところは6月、5月、4月あたり、フードサービス協会は5月に活動方針を作成しまして、その後策定していくということで検討が進められているようでございます。

3として、今後ともこういった環境自主行動計画の策定を促すとともに、策定されまし

た計画につきましては、その着実な実行を確保する等の観点から、この専門委員会の場等におきまして、一定期間ごとにその実施状況のフォローアップを実施したいと考えております。

資料4から7までの説明は以上のとおりでございます。

委員長 ありがとうございます。

質 疑 応 答

委員長 ただいまの報告事項について御意見のある方はどうぞ。

委員 資料4の2ページの中で、2の(1)の括弧の「ただし、原材料等としての再商品化能力が分別収集量を下回る場合などが生じた際は」と書いてありますが、これは具体的な可能性はどのようなのでしょうか。これは、それぞれ順送りになってまいりますと、我々市町村としますと、ここでビニール、プラスチックを分別するということになりますとヤードとか極めて厳しい対応を迫られておりますので、その点についてひとつお願いしたいと思います。

もう一点は、(4)の「なお、上記の再商品化だけは分別収集量に見合った再商品化能力が得られない場合には」ということで、このあたりの点をもう少し詳しくお教えいただきたいと思います。

資料5の方ですが、1ページに「速やかに改正手続を行うこととしている」とありますが、これは今年の8月ごろと考えてよろしいのでしょうか。

この2点について伺います。

事務局 まず、資料4の関係ですが、これはまだ再商品化能力を十分調査しておりませんので何とも言えないのですが、仮に集まり過ぎてなかなか材料リサイクルができないという場合には、ケミカルリサイクルに回すということを考えております。

(4)の「これら以外の再商品化」ということですが、基本的には燃やさないということで、材料リサイクルなりケミカルリサイクルを進めたいと考えておりますが、紙の場合、やむを得ない場合サーマルに回すということも考えておりますので、プラスチックの場合にも、再商品化能力が分別収集量に届かない場合にはサーマルに回すということも検討せ

ざるを得ないかなと思っております。ただ、まだ仮定の話なのでちょっとわかりません。

考え方の改正は8月ではなくて、もう少し早く、速やかにやろうと思っております。

委員 我々市町村としますと、この秋までが一番の勝負でございます。極めてアバウトに確認をしたいのですが、いずれにしても、市町村で分別した容器包装の対象物というのは、きちんと引き取られるというふうに考えてよろしいのかということが1点です。

それから、現在、私ども厚生省の補助事業でこれに関する検討会を開いているわけですが、プラスチック容器に対するマーキングの件です。こういったものが具体的にどのようなように検討されていて、マークが入るのはいつごろというふうに検討の中ではなされているのか、この2点についてお願いいたします。

事務局 確実に引き取られるのかということですが、これは我々もはっぱをかけまして、再商品化事業者に集めていただいたものは確実に引き取られるような形で進めたいと考えております。

それから、マーキングの話ですが、具体的にはマークをするような特定事業者とか、そういったものを含めて協議会といろいろ話し合っております、できるだけ消費者にわかりやすいような形がいいだろうと、例えばPETだと三角でPETと書いてありますけれども、あれがわかりやすいのか、日本語の方がいいのではないかなというような突っ込んだ検討もしておりますので、これもできるだけ速やかに、といっても夏ぐらいまでかかるかもしれませんが、結論を出したいと考えております。

委員長 資料4の表について伺いたいのですが、紙から紙へリサイクルされる割合がおよそ20%ぐらいというお話がありましたが、一番下の固形燃料として燃やされてしまうのはどのくらいあるのでしょうか。

事務局 材料リサイクルできるものが、厚生省の調査によりますと、大体2割ぐらいということでございます。実は日用品の箱とか、ティッシュの箱とか、お菓子の箱がありますが、これはリサイクルが繰り返された紙でありまして、やろうと思えばできないわけではありません、例えば板紙の間に使うとか、そういった使い方はあるのですが、現在、板紙には古雑誌が使われておりまして、これをそういったものに使うと古雑誌の行き場がなくなるという問題もありますので、今のところそれもサーマルにせざるを得ないかなと考えております。2割が材料リサイクル、8割がサーマルというふうに当面は考えておりま

す。

委員 特に受け皿の方の関係で、プラスチックの中で、プラスチックからプラスチックという形で、このところが私どもも一番関心を持っているところですが、具体的には市内でこういった事業者がやりたいという形の具体的な動きがありますので、そういった動きについて全国的にも把握されているのであればお知らせをいただきたいと思います。

事務局 そういった動きもあるようですけれども、まだ取りまとめ中ですので、ここでお答えする段階に至っておりません。大変申しわけありませんが、取りまとめ次第御説明したいと思います。

委員長 委員、どうぞ。

委員 プラスチックでは材料リサイクルの優先という言葉が入っておりますが、紙の方は8割がサーマルということはRDF化とか、そういうことが念頭にあると思うのです。今、高効率発電で30%とか、そういう技術が出てきている中で、ここで材料リサイクルを優先するという考え方が入る余地はないのでしょうか。紙の方がサーマルの方にいってしまう可能性が強いと思うのです。プラスチックの方はケミカルと書いてありますが、かなり材料あるいは燃料化というところのプロセスみたいなところがありますから、これでケミカルの方もサーマル的な動き方をすると思うのですが、紙の方は固形燃料という形で、これですと流れとしては材料リサイクルをやる方がコスト面とかいろいろな面で物すごく大変というか、この辺はどのような議論になっているのでしょうか。できるだけ材料リサイクルの方を優先するという話は今のところ議論にはなっていないのでしょうか。

事務局 できるだけ材料リサイクルを優先したいという基本的な考えになっているわけです。ただ、材料リサイクルをできるものとできないものというのが、恐らく消費者なり市町村の段階で判断が困難だろうということで、具体的にはいわゆる雑紙の容器包装類を、市町村の段階ではそういった形で収集していただきまして、これを低コストで選別できるというのは製紙メーカーになろうかと思えますけれども、そこに持って行って、もう一回丁寧な選別をして、選別した段階で紙の原料として引き取ることが可能なので、そういった取り扱いでやりたいと考えております。

委員長 ほかにはありませんでしょうか。

今の紙の問題は、紙の化学的な性質そのものから8割はそういうふうには扱わざるを得な

いということがはっきり伝えられた方がいいような感じも受けたのですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局 例えば4省庁と相談いたしまして、できるものとできないものを一応三つに分類しております。一つが比較的質のよい紙ということで、具体例で申しますと、販売店の紙袋なり包装紙、これは白いものでございます。それから、薬とか化粧品とか、日用品の紙袋で比較的質のよいもの、それから、たばこのボックスとか、そういったものは比較的よいものを使っておりますので、そういうものは比較的紙の原料として戻ります。

それから、古雑誌と同じようなものですが、これはリサイクルが繰り返された紙ということで、菓子箱とかティッシュの箱、それから紙仕切り等、大体茶色系統の紙というふうに考えていただきたいと思いますが、こういったものはやればできるのですが、現在リサイクルシステムが比較的確立されておりますので、古雑誌等を追い出してまでということになりますと、それらがりサイクルの行き場がないということで、当面はサーマルにいかざるを得ないのではないかと。それがうまく回れば、これも材料リサイクルに回る可能性があります、現状ではとりあえずサーマルということでございます。そのリサイクルが繰り返された紙が大体5～6割と言われております。

それから、中身が付着しているものとか、複合材、特にアルミが入っているようなもの、これはなかなか難しい面があります。これが大体2割～3割程度あると言われておりまして、こういったものはサーマルにいくというふうに考えております。

結論を申しますと、材料リサイクルが十分できるもの、できるのだけれども、ほかを追い出してしまうもの、できないものとありまして、中間部分は材料リサイクルにいくのですが、現在は古紙過剰問題もありますので、とりあえずサーマルかなというふうに考えております。

委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員 平成12年4月から実施ということで、特定事業者も一挙に増えるわけです。醤油だけでいいますと、今のところ7社できるようになっておりますが、これが200社ぐらいいになります。全体だと500社が20万社という案もありますが、これらに対する周知徹底といえますか、その辺の具体的なお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思いま

す。

事務局 確かに特定事業者の義務履行の確保というのは重要な問題でありまして、まず、そもそも誰が義務者かという特定事業者の捕捉の問題が一つあるかと思います。これも非常に難しいのですが、鋭意4省庁で捕捉の方法を考えておりまして、来年度ぐらいに具体的な方向を出したいと思っております。

二つ目が、義務者であろうと思われる方々に周知徹底するということがありまして、これは我々も各県単位に容器包装リサイクル法の普及事業としてセミナー等を行っておりますので、そういった場で普及啓発を行っていきたいと思っております。

三つ目といたしまして、非常に義務者が増えるわけですので、地方段階でそういった義務履行を促していかなければいけないということで、県段階に私どもの付属関係であります食糧事務所がありますので、ここの職員に、特定事業者であろうと思われるところに対しまして、いわば点検指導事業を行っていきたいと考えております。

一応12年対策ということで、義務履行の確保として考えているのは以上の3点でございます。

委員長 よろしゅうございますか。

特に御意見がなければ、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

食品産業の環境対策ビジョンの策定について

委員長 それでは、食品産業の環境対策ビジョンの策定についての審議を行いたいと思っておりますので、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 資料8-1、8-2に従いまして御説明いたしたいと思っております。前回と同様に文章編と資料編がありますので、左と右に置きながらごらんいただきたいと思います。

まず、資料8-1、文章編の1ページでございます。食品産業と廃棄物・リサイクル問題ということで、廃棄物の深刻化ということです。資料編の資料1をごらんいただきたいと思いますけれども、一般廃棄物の排出量につきましては、バブルに向かいまして急速に伸びたわけですが、バブル期以降伸びはとまりましたけれども、依然高水準ということで、廃棄物につきましてはまだバブルは終わっていないということかなと思います。

産業廃棄物が資料2ですが、食品廃棄物につきましても同じように横ばい傾向が続いております。

文章編の1ページですが、廃棄物の最終処分場の残余容量ですが、一般廃棄物、産業廃棄物とも依然として厳しい状況でございます。一般廃棄物につきましては8.5年、産業廃棄物につきましては3.0年ということです。

一方、埋立地や焼却施設ですが、埋立地につきましては、名古屋市の藤前干潟問題、あるいは焼却施設につきましては、所沢市のダイオキシン報道に見られるような、住民の不安感の高まりというのがありまして、両方とも新設は困難ではないかと考えております。

資料編の3ページ、ごみ処理事業経費ですが、これは事業経費総額ということで、ハード経費と運営経費、ランニングの二つを合わせたものです。これにつきましては平成7年で見ますと2兆2,168億円ということでありまして、国民一人当たりの処理経費が1万7,700円ということになっております。

文章編の2ページ(2)ですが、食品産業ではどうかということです。

まず、産業廃棄物ですが、資料編の4ページをお開きいただきたいと思います。食品産業と申しますのは、食料品製造業と飲料・飼料・たばこ製造業が大体これに当たるのではないかと考えておりますが、これにつきましては、大体排出量は1,667万トンで、全体に占める割合が4.3%ということです。内訳を見ますと、汚泥が66%、動植物性残さが22%です。大部分が有機性の廃棄物です。

5ページをごらんいただきたいと思います。産業廃棄物の種類別処理状況を見ますと、廃棄物全体と比較いたしまして、動植物性残さや汚泥につきましては、再資源化や中間処理などにより減量化されておりました、最終処分率は汚泥で16%、動植物性残さで13%ということで、廃棄物全体の18%に比べましてやや低い割合となっております。

排出量の推移ですが、6ページをごらんいただきたいと思います。昭和60年からの推移を表にしておりますが、着実に減少しているのではないかとこのふうに見ております。10年間で87%に減少しているということで、1割ちょっと減っております。

次に、一般廃棄物問題ですが、一般廃棄物に占める食品がらみの廃棄物のウエイトは非常に高いと言われておりました、主要なものは食品残さなどの廃棄物と容器包装廃棄物ですが、一般廃棄物中重量ベースで見ますと、食品残さ等が3分の1、後者が大体14%ぐ

らいではないかと言われておりまして、合わせて半分弱ぐらい食品がらみの廃棄物というふうに見ております。

それから、ごみの直接焼却率が76.2%と我が国ではかなり高いわけですが、後述いたしますように、我が国のダイオキシン発生源の約8割は一般廃棄物焼却炉ということで、既に廃棄物処理法に基づきます排出抑制対策が強力に講じられておりますが、これとあわせて、ごみの発生抑制、リサイクルの推進等による減量化が課題となっております。

このため、かなり大きなウエイトを占めるます食品由来の廃棄物につきまして発生抑制、減量リサイクルを推進することが重要となつております。

文章編の4ページをごらんいただきたいと思います。減量化目標等の設定等廃棄物対策の推進ということです。最近におけるダイオキシン問題の深刻化を踏まえまして、現在、政府におきまして「ダイオキシン対策推進基本指針」の策定が進められております。その取り組みの一つとして、廃棄物減量化目標量を半年以内に決定する等政府全体として一体的、計画的な廃棄物対策等を推進することが検討されております。どういう目標にするかということはまだ決定されておりませんが、こういったものが定められた場合には、その達成がされるよう、食品産業としても努めていくことが求められるのではないかと考えております。

5ページですが、食品残さ等の食品廃棄物の減量化とリサイクルです。

(1)の現状ですが、一つが食品残さ等の食品廃棄物リサイクルの状況です。まず、食品製造業から排出される動物植物性残さですが、資料8をごらんいただきたいと思います。これは資料の突き合わせの関係で平成6年度になっておりますが、平成6年度における動植物性残さ等のリサイクル状況を示したものです。食品製造業関係が1,923万トンほど出ておりまして、うち動植物性残さが428万トンです。このうち291万トンが再資源化されておりまして、減量化が94万トン、最終的には43万トンが処分されているという状況でございます。

資料9ですが、これは一般廃棄物に占める厨芥ごみ等の有機性廃棄物の状況を示したものです。大体一般廃棄物の排出量は5,000万トンですが、この内訳はなかなか難しいわけですが、推定を行うに当たりまして東京都清掃局資料によって拡大推計しております。東京都の清掃局の資料によりますと厨芥ごみの割合が28.9%ですので、4,966万トンに

28.9%を掛けますと1,435万トン数字が出てまいります。このうち1対2の割合で事業系と家庭系ということになっております。この5,000万トンのうち再資源化されているのは大体5万トンくらいと言われておりまして、0.3%くらいということになるわけです。大部分は焼却処理されているという状況かなと見ております。

文章編に戻っていただきまして、5ページの、廃棄物処理に伴う事業者負担の増大ということです。事業系一般廃棄物につきましては、大部分の自治体、約8割と言われておりますが、有料化が進められております。さらに、大都市におきましては大量排出を行う事業者に自己処理を求めておりまして、事業者の負担も大きくなっております。

それから、市町村における一般廃棄物の処理経費もかなり伸びております。資料11ですが、これは東京都における廃棄物処理手数料を示したのですが、1キロ当たり28円50銭ということで、これでも自治体としては赤字だと言われております。

12ページは一般廃棄物の単位当たり処理経費等の推移で、平成元年を100とした伸び率のグラフです。一般廃棄物総量というのは御承知のように横ばい、GDPも20%ぐらいの伸びですが、市町村の一般廃棄物の処理経対費、これはハードを除いたランニングコストですが、非常に処理が困難となっているということで、この間143%に増加しております。これが事業者の負担になってはね返ってくるわけです。

こういった中で事業者として環境問題に取り組む中で、自らの店舗等から排出されます生ごみの飼料化や堆肥化に取り組む食品関連事業者も増加しているように思います。事例を調べますと、廃棄物の減量化に有効ということはもちろんですが、廃棄物処理業者に処理を委託する場合よりも、単純に処理してしまう場合よりも費用が節約できるケースが見られておりまして、積極的に推進する必要があるのではないかと考えております。

は、農業等における自然循環機能の推進の必要性です。資料13は以前にもごらんいただいたと思いますが、稲作における堆肥施用量の推移を見ますと、相当減っているという状況にあります。これがいわば土づくり上問題と言われております。

文章編の7ページですが、畜産分野におきましても、畜産経営に起因する苦情発生率が増加しておりまして、クリプトスポリジウムとか硝酸性窒素によります汚染を生じるおそれが生じております。このため農業の持続的な発展に資する生産方式の定着普及を図るとともに、ふん尿とか残さなどの生物系廃棄物の農業における利用促進を図ることが重要と

なっております。

ですが、農産物輸入に伴う窒素流入の状況です。日本は大量の農産物を輸入しております。1994年に農産物を通じまして、窒素換算で60万トンの窒素を輸入しております。この60万トンというのは、飼料穀物とその他大豆、小麦ですが、肉は農業関係の中の循環に入っておりませんので、ここでは肉等は入っておりませんが、トウモロコシ、大豆、小麦等によりまして、窒素換算によりまして60万トン分の窒素が輸入されております。ただ、農作物を通じました窒素輸出というのは極めて少量ですので、日本への農産物貿易を通じた窒素の流れは大きく流入超過となっております。

その推移について見ますと、80年が窒素換算で53万トンでしたので、この間若干増えている状況でございます。

それから、窒素につきましては、もちろんたん白質になるということで、人間の生活を支える上で極めて重要な元素ですが、あり過ぎると若干困ったことも生じまして、例えば地下水を通じまして、硝酸性窒素による健康被害とか、あるいは閉鎖水質に窒素が滞留いたしますと、水の富栄養化で水質が悪化するというような環境悪化問題が生じます。こういったこともありますので、食品残さ等の食品廃棄物を減らしまして、資源として肥飼料への利用を進めていくことが必要となっております。また、農業分野で見ましても、食品廃棄物を飼料へ転用いたしますと、飼料自給率の向上にも資するのではないかと考えております。

8ページをお開きいただきたいと思います。現在の食料の生産、流通、消費システムですが、こういった廃棄物を農業の現場に返していくような資源循環を前提としたものはありませんので、リサイクルの推進に当たりましては需要の確保等さまざまな問題点が指摘されているところでございます。

このため新たなリサイクルシステムの構築が重要となろうかと思いますが、こういった新システムの構築に当たりましては、1番目としてどういうシステムを構築していくのかということで、製品の需要見通し、排出者によるリサイクルをどう推進していくのか、排出者と需要者を通ずるようなリサイクルの推進体制をどうするのかというようなさまざまな問題があります。

それから、高品質な製品を安定供給していくということで、品質の確保、供給の安定、

低コスト生産ということが重要になると考えております。

3点目として、現在農業サイドではこういったリサイクル物を受け入れるような体制になっておりませんので、こういった農業サイドでの利用促進をどう図っていくのか、計画的に利用していただかなければいけませんし、例えば受け入れ側の体制の施設整備も必要だろうと思います。さまざまな問題がありまして、関係者及び学識経験者を交じえまして、早急に制度的、実態的な検討を行うことが必要かと考えております。

あわせて、こういった新システムのもとで、流通ロス等食品廃棄物の発生抑制や、あるいは家庭の生ごみをどうやって減らしていくのか、リサイクルを進めていくのか、こういったこととの連携を進めていくことが必要ではないかと考えております。

9ページですが、容器包装廃棄物の減量化とリサイクルの問題です。容器包装廃棄物も御承知のように9年4月から一定規模以上の事業者とガラスびん、PETボトルを対象として本格施行されております。実績を見ますと、再商品化の対象となっておりますガラスびんとPETボトルの分別収集量及び再商品化実績を見ますと、資料編の14ページですが、おおむね順調に推移しているのではないかと考えております。リサイクル率を見ますと、カレット使用率は7割ぐらいになっておりますが、PETボトルの回収率は10%程度でございます。

今後の方向ですが、一つが、容器包装リサイクルの着実な推進を図ることが必要ということでございます。容器包装廃棄物につきましては、環境基本計画に定める優先順位、LCAの視点、制度運営に要する各主体の負担軽減等の観点に立って着実に推進していく必要があるということでございます。

10ページですが、基本的留意点ということで、そういった優先順位が一つあります。それから、リサイクルを行うことがエネルギーの浪費や、新たな環境負荷の増大につながることはないよう十分配慮を行う必要があります。リサイクルは消費者なり、もちろん市町村の方、事業者の方、さまざまな負担がありますので、そういった負担をできるだけ軽減していくことが重要であると考えております。

また、再商品化の対象となります量が拡大していくとか、事業が拡大してまいりますので、硬直的なシステムですとうまくいきませんので、どういうふうにやわらかくやっていくのかということが重要ではないかと思っております。あわせて、透明性の高い、公平な制

度の構築に留意する必要があるというふうに考えております。

今後の課題ですが、先ほど委員からも御指摘がありましたように、対象事業者が非常に増えているということで、そういった特定事業者の捕捉なり、義務履行の確保をどう行っていくか、それから、分別収集量と再商品化計画量、これをどう調整していくのか、手法なり能力の拡充、再商品化事業者の育成という問題、それから、特に現在走っておりますPETボトル、ガラスびんなど、再商品化製品をつくったのはいいけれども、需要がどうかという問題もありますので、どういうふうに需要拡大をしていくのかという方策の検討、それから、古紙過剰問題と関連いたしまして、紙製容器包装は非常に難しい問題がありまして、リサイクル率をどう確保していくのか、紙・プラスチック製容器包装の識別表示等の検討ということが今後の課題というふうに考えております。

11ページ、容器包装廃棄物の減量化です。発生抑制、あるいはリユース・リターナブル容器の導入促進ということがあります。発生抑制につきましては、簡易包装への転換、あるいは容器の構造の簡略化を推進することが重要ではないかと思えます。特に過剰包装の抑制につきましては、消費者の方が過剰包装を求めない、できるだけ簡易包装品の選択を行っていくといった消費者の消費行動による意思表示ということも重要でありまして、このための啓発指導を行っていくことが必要ではないかと考えております。

リユース・リターナブル容器の導入の推進方策ですが、リユース・リターナブル容器の利用というのは、資源の有効活用や廃棄物の減量の面において有効なものであると言われております。ただ、リターナブル容器はかなり重いものもありますので、それによりましてCO₂の排出量の増大など、新たな環境問題を引き起こすことがないように留意する必要があります。このためワンウェイ容器とのLCA比較等を行いまして、容器の選択のための広範な情報を収集することが重要ではないかと考えております。

3点目として、容器包装廃棄物というのは食品産業に起因するものも多いわけですが、分別収集された廃棄物を食品産業の事業活動の中で自ら利用することはなかなか難しい面があります。そういったこともありますので、事業者は義務を果たせばいいということではなくて、再商品化された製品の積極的な利用を行いまして、需要創出に努めることが必要ではないかと考えております。

4の地球規模の環境問題への対応です。これはこの間も御説明申し上げましたけれども、

アの温暖化をめぐる状況です。御承知のように、京都議定書におきまして温室効果ガスを6%削減ということが義務づけられております。こういった国際的な取り決めに対応すべく、政府としても、そこに書いてありますようなさまざまな対策を講じているというところでございます。

13ページのイ、食品製造業におけるCO₂排出量ですが、1990年時点では全体の1.5%程度となっております。ただ、排出状況の推移を見ますと、前回御説明申し上げましたように、製造業は微増であるのに対しまして、民生、業務部門というのは顕著に増加しております。運輸部門も145%ということで顕著に増加しております。資料16が食品製造業の部門、民生部門、貨物運輸部門のエネルギー使用量の推移を示したものです。食品製造業から見ますと間接部門が増えているということでございます。

14ページですが、こういった食品産業としての取り組みは、環境自主行動計画によりまして取り組んでおりますけれども、現在6団体ということで、他産業と比較いたしましてもさらなる取り組みが必要な状況にあります。

の今後の方向ですが、温室効果ガスの排出というのは産業活動と密接に関連するものですので、推進に当たりましては、基本的には自主行動計画により確保していくことが最も適切ではないかと考えております。この場合、計画策定の推進と実効性の確保ということが必要になってまいります。先ほど見ましたように、民生部門におけるエネルギー使用量等が増大している状況を踏まえまして、その原因究明、重点的な対策の実施に努めていく必要があるかと思っております。

自主的な取り組みによりまして、温室効果ガスの排出抑制が確保されるということを期待しているわけですが、これがなかなか難しい場合には、経済的措置とか、規制的措置の実施等についても検討を行う必要も生じてくるのではないかと考えております。

15ページの各主体の連携の確保ですが、近年におけるエネルギー使用量の増加というのは、消費者の鮮度志向に伴う多頻度配送化、あるいは消費者や他の事業者の要請に起因するものが多いわけです。このため、地球温暖化防止対策につきましては、消費者、他産業を含む各主体との連携が不可欠でありまして、普及啓蒙活動の実施等が必要ではないかと考えております。

3点目として、排出抑制対策は技術開発によるものもありますので、その促進を積極的

にやっていく必要があると考えております。

16ページ、オゾン層破壊問題です。御承知のように、特定フロンにつきましては95年末で生産が全廃されております。現在あるのは在庫だけということになっております。特定フロン代替物として開発されましたH C F Cについても2020年に生産を全廃することになっております。さらに、これらの代替物質として開発されましたH F Cについても、温室効果を有しておりますので、これも実は削減の対象となっております。

イの食品産業の使用状況ですが、冷蔵装置がありますので、この冷媒として特定フロンのC F C、H C F C等が使用されております。設備の保有状況は必ずしも明らかではありませんが、出荷量から見ましてかなりのものがあるかと思えます。

17ページをお開きいただきたいと思えます。資料編は16ページの資料17ですが、96年の出荷量を見ますと、H C F C - 22で、国内生産量3万2,577トンのうち業務用冷凍空調機への使用が1万2,900トンということで約4割程度です。H F C - 134aは生産量が1万800トン弱のうち、業務用冷凍空調機への使用が138トンということでございます。一定の割合で使われているということでございます。

冷媒別の使用状況につきましては、当省において事例調査をやったところですが、H C F Cが8割、C F Cが1割程度ということでございます。H F Cその他はごく少数となっております。さすがに特定フロンの使用は減っておりますけれども、H C F Cが主として使われているということでございます。

食品産業の取り組み状況ですが、基本的には自らそういったものを処理する能力がありませんので、冷蔵設備メーカー等が設置しております回収ルートとか、そういったものに協力して適正に回収するということが主となるのではないかと考えております。こういった取り組みにつきまして、各業界において環境自主行動計画を策定しているところもございます。具体的に申しますと、冷凍食品の関係とか、清涼飲料工業会あたりがオゾン層保護対策に対しても自主行動計画を策定しております。

18ページの今後の方向ですが、基本的には、食品産業はユーザーとしての責任を適正に果たしていくことというのが必要でありまして、管理を適正にやる、使い終わった場合には回収ルートにきちんと乗せるということが重要ではないかと思えます。

19ページですが、こういったことをきちんとやっていくために、業界等でたくさん使

っているところにつきましては、自主行動計画の中で自らやるということ、その実施状況のフォローアップ等を行っていく必要があると思われまます。その他、新規冷媒の開発等、新たな技術開発も重要ではないかと考えております。

5番の公害問題ですが、1960年代後半から1970年代前半にかけては、企業公害問題が非常に深刻な問題でしたけれども、現在は大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の各種公害立法によりまして一定の解決がなされていると考えているところでございます。典型7公害の苦情件数につきましては減少傾向にあります。

食品産業におきましては水質汚濁問題、悪臭問題が主でございます、BODの達成率を見ますと徐々に改善されております。それから、悪臭問題が若干あるという状況でございます。

今後の方向ですが、基本的には水質汚濁防止法等における水質基準等への適切な対応を行っていく必要がありまして、13年度から第5次水質総量規制のあり方が検討されておりますので、これに応じて適切な排水処理を行っていく必要があるということでございます。それから、悪臭問題につきましては、悪臭防止法における規制区域内では基準を守っていく、規制区域外においても実態に応じた対策を図ることが重要ではないかと考えております。

21ページ、化学物質等の環境リスク対策です。第1がダイオキシン問題です。排出状況ですが、ダイオキシンというのは廃棄物の焼却等によりまして、非意図的に生成される有機塩素系化合物でありまして、ごく微量で発ガン性、催奇形性などの毒性を有すると言われております。ダイオキシンの耐用1日摂取量(TDI)につきましては、厚生省において体重1kg1日当たりTEQで10ピコグラムというものを当面の数値として定めております。環境庁におきましても、同じく5ピコグラムを、人の健康を保護する上でより積極的に維持されることが望ましい値として定めております。

厚生省が行いました食品中のダイオキシン類等汚染実態調査、これは平成9年ですが、食品を通じた日本人の平均的な摂取量は2.41ピコグラム(TEQ)、体重1kg当たりの1日の摂取量ということになります。資料は16ページの資料18です。

発生源ですが、環境庁のダイオキシンリスク評価検討委員会によりますと、資料は18ページの資料19です。年間排出量全体が5,100~5,300gでありまして、全体の80%が一

般廃棄物の焼却施設から、産業廃棄物焼却施設からのものが10%ありまして、合わせて9割が廃棄物焼却施設からというふうに言われております。

平成9年に「大気汚染防止法施行令」等が改正されました。資料編の17ページ、資料20です。これは既に施行されております焼却炉のダイオキシン対策の概要でありまして、新設につきましては、2の維持管理基準の強化というところをごらんいただきたいと思います。燃焼室の処理能力に応じまして、新設の基準 $0.1\text{ng}/\text{m}^3 \sim 5\text{ng}/\text{m}^3$ まで、既設についても次第に厳しくするという見直しが行われるところでございます。

文章編に戻させていただきますが、近年におけるダイオキシン問題の深刻化を踏まえまして、当省におきましても、魚介類と牛乳について実態調査を実施しております。昨年10月に結果を公表しておりますが、魚介類につきましては1.57ピコグラム、牛乳につきましては、平均値で0.116pptという結果でありまして、先ほど見ていただきました厚生省における調査結果とおおむね同レベルになっております。

このダイオキシン対策推進基本指針の策定ということですが、こういったダイオキシン問題の深刻化を踏まえまして、政府におきましてはダイオキシン対策推進基本指針の策定を進めているところでございます。この対策の実施によりまして、ダイオキシンの総排出量を今後4年以内に平成9年比で9割削減するということを考えております。その骨子につきましては22ページの下の方ですが、基本方針における施策の骨子、これは検討中でございますので、まだ決まっておりませんが、TDIの見直しをはじめとした各種基準づくり、23ページにまいりまして、ダイオキシン類の排出削減対策等の推進、検査体制の整備、健康及び環境への影響の実態把握、調査研究及び技術開発の推進、廃棄物減量化目標の設定等廃棄物及びリサイクル対策の推進、それから、国民への的確な情報提供と情報の公開、国際貢献ということが一応骨子として公表されているところでございます。

今後の方向ですが、基本的には法令に基づく各種基準を遵守するということが、さらに、現在策定が進められておりますダイオキシン対策推進基本指針に基づきまして、各種対策の実施とこれへの積極的な対応を行っていくことが必要でございます。

さらに、ごみ焼却等がダイオキシンの発生源として大きな割合を占めていることから、廃棄物の排出抑制・減量化及びリサイクル対策の推進を図っていくことが重要でございます。

24ページですが、論点の一つといたしまして、ダイオキシンのT D Iの関連で食品ごとの規制基準値という問題があります。これにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、食生活を通じて我が国で摂取されるダイオキシンの総量につきましては、1日体重1 kg当たり2.41ピコグラムということで、先進諸国におけるダイオキシンの取り込み量は2～6ピコグラムと言われておりますので、特に高くはないだろうということです。

それから、御承知のように、食品というのは食生活によりましてさまざまでございます。先ほどの資料でごらんいただきましたように、比較的高いもの、ほとんどないものとさまざまでありまして、そういった食生活の違いによりましてダイオキシン類の1日摂取量はかなり異なってくるということから、食品ごとの規制基準値の設定というのは必ずしも適当ではないのではないかと考えております。

(2)は内分泌かく乱物質です。現状ですが、内分泌かく乱作用があると疑われております物質につきましては、70程度が環境庁によりリストアップされております。大部分が農薬ですが、そのほかに容器の材質中に含まれる物質、あるいは今説明申し上げましたダイオキシンのようなものがあります。ダイオキシンの毒性は明らかと言われておりますが、リストアップされている物質の大半は人体への影響等が未解明ということで、政府と関係業界におきまして、その解明のための研究が行われている状況でございます。

なお、食品容器等につきましてはスチレン等の物質が使用されておりますが、昨年厚生省の内分泌かく乱物質の健康影響に関する検討会の中間報告が出されましたが、スチレン物質、ビスフェノールA等の物質につきましては、食品容器等の溶出レベルでの人の健康に対する重大な悪影響は判明しておりませんので、現時点では使用禁止等の措置は不要とされているところでございます。

今後の方向ですが、現時点で人体への悪影響に係る因果関係は確認されておりませんが、いずれにせよ調査研究を積み重ねまして、実態解明に努めていくことが必要と考えております。また、事業者なり消費者等の適切な対応を確保するため、こういった物質にかかわる情報提供を促進いたしまして、適正な対応を確保していく必要があると考えております。もちろん有害性が確定した物質、あるいは蓋然性が高い物質については、自主的な取り組みを含めまして、その使用の中止ということを確認していくことが必要ではないかと考えております。

26ページ、P R T R制度への対応です。新聞報道等で御承知のことかと思いますが、化学物資等の管理、及び環境の保全に対する国民の関心の高まりを背景といたしまして、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律案」、いわゆるP R T R法案というものが今国会に提出されております。この制度は、人の健康や環境への悪影響を及ぼすおそれのある化学物質につきまして、事業者に対しまして、その環境中への排出量につきまして届出義務を課すこと等によりまして、国内における化学物質の環境中への排出量を把握すること等をその主な内容としているものです。

ただ、現在、P R T R制度の対象となります化学物質につきましては、法律の成立後、政令によった定められることになっております。環境庁において実施しましたP R T Rパイロット事業における対象物質で見ますと、食品産業関連では、薫蒸用の臭化メチル、工場等の機器消毒用の塩素等の化学物質の使用例が見られるところでございます。

27ページ、今後の方向といたしましては、食品産業におきましても、化学物質の環境中への排出量の把握等、その管理の促進に努めていくことが必要ではないかと考えております。そういった環境への悪影響を及ぼすような化学物質につきましては削減等に取り組んでいく必要があるとともに、ハザード等について情報提供を促進していくことが必要ではないかと考えております。

資料8 - 1、8 - 2の説明は以上でございます。

資料9ですが、これはこれまで各委員の方々から発言をいただいたもの、あるいは追加的にいただいた意見を現時点で取りまとめたものでございます。

資料の説明は以上でございます。大変長くなりましたが、前々回の現状と課題に委員会の御意見、その後の推移を踏まえまして、肉づけをいたしまして各論になるようなものとして整理したものでございます。

委員長 どうもありがとうございました。

意見交換

委員長 大変多岐にわたる内容のものをうまく整理していただいたと思います。また、ダイオキシン問題とか、内分泌かく乱物質問題、非常に世間の関心の強い問題に対する対

応策なども折り込まれておりますので、ぜひ委員の皆様方から御意見をちょうだいしてまいりたいと思います。どなたから、あるいはどの点からでも結構でございます。委員、どうぞ。

委員 全体的にはものすごく立派にできているのですが、どうしてもわからないのは、食品産業という場合、製造業があって、ファミリーレストランのような外食産業があって、その間に流通業というのがあるわけです。それがこの中に全然登場しないのはなぜだろうかとずっと考えておりました。私どもが毎日食品関連の環境問題を考えて、ごみに集中してみますと、一番何が出てくるかというとスーパーで買ってきたものの入れ物です、容器包装です。そういうものが一番目に触れるのに出てこないということと、あと、コンビニなどで売れないものが捨てられているといううわさがあるわけですが、コンビニなどの流通の問題が出てこないのはなぜかなと、分類上ちょっと違うのかなというふうに考えたりもしておりますので、その辺教えていただきたいと思います。

この容器包装の、何が容器包装かという資料がありました。今回対象品の考え方が変わっておりますけれども、この中で対象外となるものに「役務終了後」というのがあります。ここは4省庁協議の中でどういうふうに協議されて対象外になったのかなというふうに思うのです。食品関連で言えば、クール宅急便の入れ物、あれは始末に困ると思うのです。それから、この間もちょっと調査会のお話で出たのですが、例えばももなどを送ってきますと、プラスチックのもので1つずつくるのであるわけです、それから、詰めてある発泡スチロールのものというのは、私たちの始末に困難なものです。ですから、「役務終了後」というのがどういう形でここで決められたのかということ質問させていただきたいと思います。

それから、26ページの薫蒸用の臭化メチル、わからなくもないのですが、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。輸入品が薫蒸されるのはわかるのですが、食品産業で何がどう薫蒸されるのかということでございます。お願いいたします。

事務局 3点あったかと思えます。

一つ目の流通の問題ですが、委員御指摘のように、流通の問題というのは私どもも大きな問題というふうにとらえております。たしか御説明したと思えますが、流通段階における環境負荷というのは、エネルギーなり廃棄物でも非常に増えているというのが現状であ

りまして、そういったことを何とかしなければいけないということは問題意識として持っております。ただ、流通関係は統計も少ないということで数字にしにくいところもありますので、問題意識としては委員がおっしゃるとおりでございますので、文章化する段階では委員の御意見が反映されるような形で文章表現を工夫してみたいと思います。

2点目の役務の問題ですが、我々も非常に問題だと思うのですが、法律の再商品化義務が、容器包装とは何かという定義がありまして、「商品の容器及び包装」ということになっております。ですから、サービスは商品ではありませんので、どうしてもそこら辺が法律上対象となっておりません。我々対象といたくても法律上できないという問題がありますので、その辺は抜けていると言え抜けているのですが、この法律の定義からは外れているということでございます。

それから、臭化メチルですが、これは委員御指摘のように輸入の穀物を薫蒸する際に使われているものです。例えばトウモロコシを輸入いたしまして、それをでん粉にするとか、そういった問題がありまして、その関係でかわりになっているということでございます。

委員 商品の容器包装は法律の対象ではないのですが、ここの審議会の報告の中には対象としてもいいのではないかと。そのことに触れた方がいいのではないかと。思うわけです。ですから、今後、商品の容器包装の中にそういうものも本当は含んでしかるべきではないだろうかみたいな意見を述べてもいいのではないかと思います。

事務局 関係省庁と相談いたしまして、また文章表現の段階で御相談させていただきたいと思っております。

委員長 ほかにいかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員 資料集の6の食品製造業の廃棄物量の推移というところで、平成5年のところが極端に量が減っているのですが、これは非常にいいことだと思うのです。これは何か特定の減った理由というのがあると思うのです。翌年はまた前年と同じぐらい増えてしまって、その翌年はまた少し減っているのです。もし減量ができるような何かがあったとすれば、それをうまく今後に使っていければ、逆にせっかく減ったものが増えてしまう要素が何かあったのであれば、この辺の増減のぐあいを分析すれば、今後うまく生かせるのではないかと。思うのですが、平成5年というのはなぜ減量できたのかということはおわかりになりますか。

事務局 結論から申しますと、わからないのですが、これは厚生省の資料に基づいてやっております。厚生省の資料のとり方というのは、県から報告を上げていただいて、それを集計するというやり方だと思っております。この統計は若干のばらつきがありますが、この年に何で減ったのかということは我々では追求できません。ですから、傾向を見るような資料としてごらんいただければと思います。

委員 今のお話ですが、前に東京都のごみの排出量の説明をお伺いしましたときに、減るのはどうも景気のようにございます。景気が悪くなるとグッと量が減るそうです。ですから、5年だけ何で減っているのかわかりませんが、多分景気サイクルの関係ではないかと思えます。

委員 10年度はかなり増えております。確かに事業系が増えてきているのは事実です。

委員 景気が余りよくなっているという実感が無いのにごみだけは増えているというのは……。

委員長 委員、どうぞ。

委員 幾つかあるのですが、一つは食品残さ、有機性の方の問題ですが、どなたかのコメントにも入っておりますけれども、今かなり海洋投棄が禁止されて、今年度から家畜ふん尿のリサイクルもかなりやられるということで、優先順位で言うとも家畜ふん尿、し尿、食品流通局の扱いになっている有機性残さというのはどうも後回しに、ある意味で言うとも低質なわけです。食品産業の方から出てくるものはかなり高質なものがありますが、少なくとも一般厨芥とか、そういうものは、コンポストとかそういうものの原材料からしても低質ですので、農水省全体の中で家畜ふん尿とかほかのものが優先的にこれから動き始めると、なお動きづらくなる、有機還元というのは難しくなってくるわけです。余り期待感を持っていると、できるのではないかと、できるのではないかと思いつつ、いろいろトライしてもなかなか最終的に回らないという状況が最近続いていると思うのですが、お立場上からいうと、農水省関係の中でも原材料としては一番低質のものを扱っているということで、全体としての本当の農地還元の可能性とか、その辺について、今回でなくともまた御検討いただければというふうに思います。

我々の方でも、最近、九州での焼酎カスの問題とかいろいろやって、かなり質のいいものですが、それでもなかなか回らないという実情があります。都市の場合にはある程度コ

ンポスト化するというような個別の対策はやるのですが、実際には流通でははけないということで、減量化するだけの対策にとどまっているというのが実情ですので、その辺がどの程度の位置づけにするのかということはいずれ明らかにしていく必要があるのではないかと思います。

先ほど申しましたように、容器包装というのは非常に難しい、特にその他紙・その他プラスチックについては難しい法律だと思うのですが、特にサーマルに関しては都市ごみのエネルギー回収が非常に高まってきておりますし、これから、いいかどうかは別にして、ガス化溶融とか、そういう新しい高効率のエネルギー回収の技術が出てくると、わざわざ回収してRDFにしても、ここにも書いてありますが、高度な熱・エネルギー需要の確保、ここが一番重要だと思うのですが、例えば回収熱量、有効熱量として35とか40確保するという、一般ごみでもう30ぐらいは当たり前の時代になってくると思いますので、今回のところはこういうところだと思いますけれども、材料リサイクルとサーマルの話をしらず御検討いただきたいと思います。

そうではないと、例えば古紙の再生ボードというのは、むしろ紙質の問題よりも、再生ボードの値段と既存のボードとの機能面の比較みたいなところで決まるので、古紙の紙の質の問題とはちょっと違うような気がします。ほかの材料リサイクルにいければ、その方がいいのではないかと思います。その辺の今後の検討ということで、また御検討いただければと思っています。

委員長 もし事務局から何ございましたら、お願いいたします。

事務局 まず、1点目の農地還元の問題ですが、先ほど資料の7ページで御説明いたしましたけれども、平成6年で60万トンの窒素、これはほとんど家畜関係ですが、輸入しているわけです。では、農地でどのくらいの需要があったのかということで、これも窒素で見ますと、平成6年で58万トン、これはほとんどが化学飼料です。逆に言うと、60万トンの窒素を農地還元するとすると、化学飼料はゼロにしなければいけないという計算になりますので、既に必要量は満たしているということでございます。どれを優先するとかしないとか、まだ省内でも全く検討しておりませんが、環境容量の問題がありますので、その辺を踏まえて、家畜ふん尿にしる、我々にしるどう考えていくのかということがあろうかと思います。

一つの方向としては、7ページの下にも書いてありますが、食品残さというのは、餌としての利用は昔は多かったのですが、これはいろいろな理由で現在は全くなくなっている、特に都市ごみの場合はなくなっているという状況かなと思いますが、この辺も少し考えていかないとはさばけないのではないかと考えております。

2点目のその他のものですが、これはおっしゃるように、その他の扱いというのは難しいのですが、いずれにせよその他紙・プラスチックをリサイクルするという法律になっておりますので、我々としてはできるだけ法律は施行するという事しか現段階では言えないということで、できるだけやってみて、うまくいかなかったら10年後の見直しという条項も入っておりますので、行政としてやれることは円滑に施行するという事を考えている段階でございます。

委員長 そのほかございますか。委員、どうぞ。

委員 ダイオキシン対策についてお伺いいたします。

まず、4ページに書いてあります廃棄物減量化目標量を半年以内に決定する云々ということですが、具体的な内容がおわかりでしたらお知らせをいただきたいことが1点です。

もう一点は、22ページで、ダイオキシン対策の推進基本指針の策定ということで、これは資料の17ページで今まで規制されてきているという実態があります。これに基づいて実施すると、私ちょっと記憶違いかもしれませんが、平成9年比で恐らく9割削減ということになります。そうなってきますと、各省庁の方での規制をするというのは当然かと思えますけれども、この基本指針を策定することによって新たに盛り込まれることはどうということなんだろうかということが1点でございます。

もう一つ、農水省として同じような取り組みの中で、具体的に新たにこれにプラスされる、従前の施策にプラスされるものはあるのかなのかということでございます。これを見ますと、24ページの中には、食品ごとの規制基準値については、規制等は今の段階では適当ではないという記述もありますので、そのあたりについてお願いいたします。

事務局 現在、指針自体は検討中でありまして、骨子が先週の金曜日に出た段階で確かなことは言えないのですが、一つが、新聞報道で出ておりましたけれども、新たな環境基準を設定ということで、これは勉強して、大気、水質、土壌について新たな基準づくりをしていこうということが一つ新たな問題になるかと思えます。

それから、排出削減対策につきましては、委員御指摘のように、現在の対策をきちんとやっていくということが基本になっております。減量化目標は、新たな対策として指針に盛り込まれる予定ですが、内容はまだ全然決まっておりません。これから関係省庁が集まってどうやるのかという段階でございますので、現段階で言えるのはこれ以上のことはございません。

農水省としてはということですが、農水省はこの対策については、基本的に実態把握をする、調査するということが一つです。二つ目が、廃棄物問題では、減量化目標の場合には大きなウエイトも占めてくると思いますけれども、そういった中でやっていくということかなと思っております。

以上でございます。

委員長 委員、どうぞ。

委員 先ほど事務局から御説明があったのですが、7ページの食品残さ等の食品廃棄物を減らして有効利用しようということなのですが、ここで言う食品残さと食品廃棄物というのは、要するに副産物が入っていないわけです。食品に対する副産物というのは大体1,200万トンくらいあるだろうという話もお聞きしているのですが、例えば肥料の場合の有効利用というのは、現在の農業の仕組みというのが、化学肥料を中心にした農業である、最近是有機肥料が大変注目されておりますので、そういう方向に向かうようなこと、もう一つは、飼料が配合飼料等になっているということで、先ほど事務局が言われたように、従来型の有機物の飼料が少なくなっている、有効利用されていない。それはそういう仕組みというか、農家、畜産両者がそういうものを利用しにくいというか、そういう状況になっております。

実は、先般、私どもの業界のことで申しわけないのですが、最高裁でおからが産業廃棄物であるという話が出まして、この最高裁の判決を私読んでおりませんからわかりませんが、要するに、有償か、無償か、逆有償であるかによって産業廃棄物であるかどうかということを決定すると。これは一元的にそれだけをやるとするのはちょっと問題があるのではないかという気がしているわけです。ある地域では、地方条例等で、それを産業廃棄物としなくて一つの資源として条例に組み入れるという話もちらっと聞いているのですが、伝統的に畜産農家が、例えばメーカーに、豆腐だけの問題ではないのですが、そういう副

産物を取りに行く場合でも逆有償の場合には産業廃棄物の運搬の許可を取らなければならない、これは誰が考えてもおかしいのではないかという気がしているわけです。そういうようなものを例外的に許すのかどうかわかりませんが、今まで伝統的に有効利用されているものを守っていくということの御配慮をぜひお願いしたいということを思っております。それから、またがらっと変わりました、容器包装リサイクル法に関してですが、中小企業も含めた食品の業者が20万社もある。これは2億4,000万、20人以上の企業は全部対象になるわけですが、これは申告制ですから、公平性を守るためにも、各業界の名簿といたしますか、そういう業者をきっちり把握しないと非常に問題が出るのではないかという気がしております。それをある程度徹底させるような方向もぜひお願いしたいということを思っております。

以上です。

事務局 委員御指摘のように、特にリサイクルを進めていく中で、廃棄物処理法をはじめといたします各種規制が、リサイクル推進上いろいろ問題ではないかという御指摘も受けております。ただ、これは他省の法律でもありますので、厚生省と十分御相談して、リサイクルが進むようなシステムをつくっていくことは必要ではないかと思っております。

2点目の義務履行の確保の問題で、先ほど一生懸命名簿作成をやっているということをお知らせしましたが、そういった名簿ができた段階で各業界にいろいろ御協力をいただきながら適切なものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 委員、どうぞ。

委員 先ほどの委員と同じような意見ですが、前に食品残さの堆肥化の話についていろいろヒアリングをしましたが、そのときの御意見を伺っておりますと、簡単に言いますと、ミスマッチみたいな話がありまして、お互いに情報不足もある。片一方で一生懸命つくっても、農家の方で中身で受け入れられないとか、心配があるとか、たしかそういう議論だったと思います。そういたしますと、今、農水省の方で新しい基本法を考えて持続的農業とか何とか言っておりますけれども、持続的農業というのは、結局、何だかんだ言っても、簡単に言いますと化学肥料を使わないという話だろうと思うのです。そうしますと、植物性残さというのは、家庭の厨芥も含めて堆肥化の方向を考えなければいけないのではないかと思うのですが、そうなりますと、先ほども議論がありましたように、農業サイド

でどういうものをどれだけ引き受けられるのかということとははっきりすべきだと思うのです。第一、堆肥の規格というのは簡単な規格しかありませんし、表示の問題も当然あると思うのですが、もっとはっきり情報を明示すべきではないかという気がいたします。

私もよくDo it yourselfか何かに買いにいけますと堆肥とか腐食土といったものが大量に売っています。ああいうものの供給構造がどうなっているのは、こちらの不勉強もありますが、よくわからない。そういう点を農水省さんとしても、食品流通局の仕事というよりも農産園芸局の仕事かもしれませんが、やはりきれいに整理して、論点の提示をしっかりやっていかなければいけないのではないかという気がいたします。これは要望でございます。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員 最初に委員から指摘されたことで、大体答えをいただいているのでいいのですが、しつこくなって申しわけないのですが、13ページで温室効果ガスの排出量について、食品製造業は562万トン、それに対して流通業と外食産業は4,676万トンということで、約8～9倍ぐらいの量が出ているわけです。増加の率も181ということで非常に増えている。一方、輸送関係について、3,500万トンのうち約10%ぐらいが食品関係だということがデータとして出ているわけです。我々メーカーサイドとしては、CO₂の問題等についてもいろいろ目標を立てて取り組んでいるわけですが、一方では、流通関係とか、余りよそのことを言ってますいのですが、こういうことでやや遅れているのではないかという実態にあると思うのです。

前回も同じようなことを申し上げたのですが、文章表現上、先ほど委員が言われたように、製造業以外の点が余り出てこないのです。先ほど室長の方から文章化する段階で工夫をしていただけるという御回答をいただいておりますので、それはそれで結構なのですが、しつこくなって申しわけないのですが、ぜひよろしくお願ひしたいということでもあります。

委員長 チェーンストア協会の委員、流通業の立場から何かございませんか。

委員 チェーンストア業界あるいはコンビニ業界、経団連の自主行動指針の一環としてそれぞれが業界ごとに自主行動指針をつくりまして御提示をし、それをさらに深めたいということで進めておりますし、通産省の産業構造審議会の方からもさらに一層深掘りをとる要請を受けておりますので、今現在その作業を進めているということでございます。

我々も数年前から環境問題をずっとやってきておりますけれども、それぞれそういう場で議論を深め、かつ、行動もさらに進めようとしているという段階でございます。

委員長 事務局、重ねて御意見がありましたので、お願いいたします。

事務局 流通部門なりというのは、いわば最近進んできた部門なので、そういった意味で伸びが著しいのではないかと考えております。そういう意味で、委員からも御発言がありましたように、自主行動計画等で御努力いただけるというふうに思っております。そういったことも加味しながら文章表現をしていきたいと思っております。

委員長 委員、どうぞ。

委員 言葉の問題ですが、8ページの下から2行目に「流通ロス等」と書いてありますが、これはもう少し具体的に言わないとわからないのではないかと思いました。

9ページの中ごろにリサイクル率のことが書いてありますが、カレット使用率が7割、PETボトルの回収率が10%と書いてありますが、これは単位が違いますよね、視点が。そうすると、どっちがどう多いのかよくわからないということで、これは何かに統一して、私はこれは回収率でいった方がいいのではないかと思っています。

それから、13ページで商品輸送過程におけるエネルギー使用量、エネルギーの問題だけがここに出ているということで、これはちょっと不十分ではないか。このところを充実していただければ少しはいいのではないかと思っています。

それから、これはお願いというか、非常に気分が悪いのでやめてもらいたいと思うところがあるのですが、15ページの一番目のマル、各主体の連携の確保のところ、「近年におけるエネルギー使用量の増加は、消費者の鮮度志向」というふうにあります。これはお豆腐屋さんに聞いていただければわかると思うのですが、消費者というよりむしろ流通業の意向だと私は見ておりますので、ここはもう少し何とか、気分よろしくしていただきたいというふうに思います。

委員長 委員、どうぞ。

委員 幾つか意見とお聞きしたい点があるのですが、一つは、循環型経済社会ということが言われはじめて、通産も環境庁もまとめはじめておりますが、農林水産省として、もしくは食品産業として、循環型経済社会というのがどういうものであるかということが図で描いてあった方がいいのではないかと。それにもう一つつけ加えて、事例的に、こういう

技術を入れたり、こういうソフトを使ったりすると、数量的に、質的にこう変わるのではないのでしょうかというイメージがあるとわかりやすいということが1点です。

二つ目は、今ある技術はハード、ソフトを含めて環境対策関係では食品産業ではこんなものがあると、それプラスソフトだとこんな考え方、ソフトと言えるかどうかわかりませんが、共同での再生処理みたいなものだったらこういう仕組みでやったらという話があるといいと思います。

もう一つ、これはお聞きしたい点なのですが、食品のエコマークというか、環境ラベルというか、そういったものの認定、仕組みが今どうなっているのか、私不勉強なのでわからないので、それと絡めて環境目標というか、食品産業においてゴールというか、ターゲットというかそういうことで、最近、進んでいるところは売上げ1億円当たりに対して、炭酸ガス量がとれだけのものが出ている、次年度はどこまで下げていく、極端な例ですが、そういったところも出始めているということもあるので、それと絡めてどんなふうになっていくのか。

しかし、そういう時代になると、今度はお金がかかってくるので、技術開発は当然やりながらコストは下げるのですが、食品流通局というか、農林水産省としてそういうものに持っていく呼び水、インセンティブ、そういうものの手当てがどういうふうになっているかということをもう少しわかりやすく盛り込んであった方がいいのではないかと思います。さらに、通産の環境立地局の方とはどんな連携になっているのか、そういうものをうまく共同でやるとこういうようなことができるということがあるとおもしろいのではないかと。それが外部不経済を内部化していくというところにもつながっていくというふうに考えますが、その辺はどうなのかというふうに思います。

委員長 御意見、御質問幾つかありましたけれども、まとめて事務局の方からお願いしたいと思います。

事務局 まず、委員からの御質問等でございますけれども、8ページの「流通ロス」というのは、そのまま商品が廃棄されるものとか、食べ残しとかありますが、そういったものをここでは考えておりますので、それははっきり書きたいと思います。

それから、リサイクル率ですが、これは別々のところからとっておりますので、若干不統一ですが、現在これでやっておりますので、そろえられるかどうか工夫してみたいと思

います。

鮮度志向のところですが、御指摘を踏まえて気分よくなるようにしたいと思います。

委員から3点ほどあったかと思いますが、循環型経済社会のイメージは工夫してつくってみたいと思います。

環境ラベルの問題ですが、食品についてはなかなか難しい点もありますが、どういうふうにやっていくのが適切かということで、次年度からそういった研究事業の予算を取っておりますので、これで研究したいと思っております。

環境目標ですが、これは業界もまちまちですし、中小企業も多々ございますので、難しい点もございますので、基本的には自主行動計画の中で対応していただけたらと思っております。

それから、技術開発の呼び水的なものですが、技術開発の予算、私どもでも若干ありますので、環境関係の技術開発予算がどうなっているかということがわかるような形にしたいと思っております。

以上です。

委員長 委員、どうぞ。

委員 先ほど委員から御質問の9ページの率の問題ですが、これは平成9年の数字です。もうすぐ平成10年度の数字が出まして、例えばPETですと20%近い数字になるはずなので、最終的におまとめになる際にはなるべく新しいデータをお使いいただければと思います。

委員長 先ほど持続可能農業とは何なのかという御質問がありましたけれども、私、先週1週間アメリカで、オーガニックあるいはナチュラルな食品の原料段階の生産状況からスーパーマーケットの店頭でどういう売り方をされているか、そこまでたまたま見る機会があったのですが、アメリカでもサステイナブル・アグリカルチャーという取り組みが真剣に行われておまして、その場合のサステイナブルというのは化学肥料を使わないというだけではなくて、例えば牛を育てるためにはいろいろな抗生物質を使ったりしているわけですが、こういうものを使わないでどうやって育てるかという問題がありますし、もう一つは、今日議論しているような環境にやさしいつくり方、これは野菜にしても牛にしてもそうですけれども、そういう化学物質を使わないという側面と、もう一つは環境にやさ

しい、なおかつおいしいものをつくるという三つの要素を入れているのが彼らが言うサステイナブル・アグリカルチャーです。

それを実施するためには、委員からわかりやすい図が必要ではないかというお話がありましたけれども、いい循環システムをつくるためには当然消費者自身も図の中に入っていないとサステイナブルなフードシステムはできないのではないかと思います。

たまたま私が見てきたのは、カリフォルニアにおける事例ですが、自然にこだわった食品だけを売るスーパーマーケットというのが幾つかありまして、そういう販路がないと、生産者だけ、あるいは流通加工業者だけにそういう要素を求めるというわけにはいかないので、そういう生産物の売り手、それを求める消費者のライフスタイルといいますか、そういうものが一体とならないといい意味の循環型の仕組みはできないと思いますので、ぜひちょっと工夫していただいて、生産者と流通加工業者だけの話にしないで、消費者自身のライフスタイルもそういうものに価値を認めるというのでしょうか、そういうふうにしないうまくいかないのではないかという気がしておりますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

例えばオーガニックないしはナチュラルという食品にこだわるスーパーマーケットの店頭の中には、ミネラルウォーターなども自分で容器を持ってきて、そこで入れて持ち帰るというライフスタイルを積極的に育てるような工夫も、ナチュラルスーパーマーケットでは努力してします。これは非常にいいこだと思うのです。そういういろいろな試みが行われておりますので、環境にやさしいという話は、一つのライフスタイルを育てるような方向に、これは総論の部分の話になるかもしれませんが、そういうトーンがないと産業界だけの問題にはおさまらないのではないかという感じがしております。

委員、どうぞ。

委員 今のお話に関連すると思うのですが、これはどこを見ても排出抑制というところ、つまり根本的な社会のあり方をを変えていくということと大きく関係すると思うのです。それは今委員長がおっしゃったように、消費者も企業も行政もみんなで取り組まなければいけない、そういう体制づくりをしていかなければいけないということだと思うのです。その目指すべき今後の方向というところに、適量生産・適量消費、プラスリサイクルをしていくという社会への移行とか転換という視点、そこを目指すんだというところがないと

焦点がぼけたものになってしまうと思うのです。

適量生産・適量消費というのは、従来の大量生産・大量消費というものとは全く違う考え方ですので、そういう意味では難しいと考える方もあるかもしれませんが、これが今後あるべき姿で、なおかつこれを目指さないことには、結局は企業の利益も得られないし、消費者も困ることになるし、自治体も、行政の面も困ることになるしということを考えれば、今後の方向というところに「適量生産・適量消費型プラスリサイクル社会への移行」というものを入れるべきだと思うのです。

それはどこに入るかというと、やはり14ページの今後の方向という自主行動計画策定の促進というあたりに、これをぜひはっきりとした言葉として盛り込んでいく必要があるのではないかと思います。プラス15ページに消費者等への普及啓蒙活動の実施等というところがありますけれども、「消費者等」というところに「企業」とかそういう言葉も入れればより明確になるのではないかと思います。

それはなぜかというと、企業の方がどうしても大量生産・大量消費で利益が上がるんだと、これまではそうだったわけですが、これまでの観念でやっていらっしゃるとどうしてもそこに移行するのは難しくなるので、企業に対しても啓蒙活動、つまり適量生産・適量消費型社会への移行ということがこれからは必要であり、利益を生むんだという啓蒙活動というのは必要だと思うのです。ですから、今後の方向、目指すべきところに「適量生産・適量消費プラスリサイクル社会への移行」ということを入れるということと、「消費者、企業への普及啓蒙活動」、この二つを入れていくことが必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 大量と適量というのは非常に判断しにくいのですが、例えばオーガニックとかナチュラルなものをつくる、それは大量ではできないのかということ、そんなことはないのです。問題は、その大量を引き受ける販売先があれば大量になりますから、という関係がありますので、大量という言葉そのものがおかしいとかという問題ではなくて、要するに循環システムができる、そして、いい循環に回るという仕組みをつくるのが非常に重要で、そして、環境負荷を与えたり、安全性に問題のあるようなものをなるべくつくっていかないという仕組みの問題だと思いますので、量で大量と適量、消費形態の話も同じだと思うのですが、大量消費即大量のごみを出すのではないかととらえれば、大量消費という

のはおかしいと思いますけれども、そうではなくて、いい循環をつくっていくということが一番重要なことではないかと思うのです。

委員 それは確かにそうなのですが、ただ、エネルギーという点から考えますと、大量につくって大量にリサイクルをするということは、やはり大量にエネルギーがかかってしまいますよね。ですから、何を大量とするかという水準をどこに決めるかによって、大量かそうでないかということは違ってきてしまうと思うのですが、それだけに適正量というところを見きわめて生産をし、なおかつ、その上でリサイクルもということだと思のです。

委員長 おっしゃるとおりだと思います。

委員 それで適量という言葉を入れた方がよりわかやすいかなと思いました。

委員 私も先ほど委員長からお話があった家庭での処理、あるいは消費者も強調されるべきだと思うのですが、この議論していること自身は食品産業の環境対策ビジョンづくりということですから、食品産業に重点を置かれるのはそのとおりだと思うのですが、例えば資料編の9ページを見ますと、有機性廃棄物、厨芥の処理というのは、事業系もありますけれども、家庭系も多いわけです。これは確かにごみ処理をどうするかということで、食品産業なり、事業系の一般廃棄物でどうするかということも大事ですが、それとあわせて900万トンにのぼる厨芥ごみをどうするか、こちらの方も無視できないのではないかと思うのです。全体のシステムとして考えれば。

この場合、私個人としては、有料化というのがインセンティブとしては一番いいと思うのですが、別にこの審議会ですらそういうことを提案してくれとか、そういうことは申しませんが、やはりただというのは消費者にとってインセンティブにならないのです。私も古本をよく捨てるのですが、古本屋へ持っていけば多少は有価で引き取っても煩わしいですよ。どうしてもごみとして捨ててしまう。ところが、これを有料化すれば、そういう働きがあるかもしれません。

家庭から出る植物残さも、今はただで捨てられるわけです。これを有料化すれば、少なくとも庭のある人とか、特に農家などは積極的に使うようなインセンティブが働くのではないかと思うのです。市町村などではコンポストの補助金なども出しておられるようですが、私が強調したいのは有料化とかそういうことではなくて、家庭の庭なり、農家

の場合は自分の農地でいいのですが、そういう地域内処理、家庭内処理、そういうのがまず基本にあるのではないかという感じがするのです。

本文の8ページの新たなリサイクルシステムの構築ということで、これはある意味では一番大事で、かつまた一番難しい話なのですが、食品残さの場合、今までうまくいってなかった原因の一つというのは輸送の距離です。消費地で発生する植物残さと、農村地域へ持っていかなければいけないという輸送の費用をどうするか、これが経済的にペイしないでシステムが動かないという問題が一つ、それから、おからなどその代表かもしれませんが、途中で腐敗しますよね、費用をかけて乾燥すれば別ですが、そういう点があるので、そこが特に植物残さの場合ネックになるので、やはり家庭から出発して、地域内で小規模でも還元していく、大規模な地域間移動をするようなシステムではなくて、そういうことを考えていく必要があるのではないかと思います。

そうしないと、いかに合理的な地域間移動システムを考えても今まで動かないので、まず、家庭内処理からスタートして、集落内でも結構ですし、小地域での処理を考えていかないと植物残さの場合は輸送コストの問題と腐敗性という点でなかなか難しいのではないかという感じがしております。そういう意味でこの問題について、量的にも家庭内の植物残さというのは事業系よりも多いですし、全体のシステムとして考えるときにそこに触れていったらどうだろうという感じがいたします。もちろん事業者の責務はきちんとやらなければいけないと思うのですが、片一方だけ考えていると全体のシステムが動かないのではないかという感じがいたします。

今度の食料・農業・農村基本法でも、農業者と並んで事業者なり消費者の方、それぞれ表現は違いますが、責務なり役割ということが触れられておりますので、全体としてどういうシステムをつくっていったらいいだろうか、そういうことではないと思います。

委員長 8ページの下の方に「関係者、学識経験者を交えて、早急に制度的、実態的な検討を行うことが必要である」と書いてありますが、この場で今おっしゃったようなことも検討されるというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

事務局 後でお話ししようと思ったのですが、この場でも有機性廃棄物の問題について御検討をいただきまして、そういうものを踏まえながら、さらに利用面とのかかわりを取り組みながらでないと、出してばかりの議論をしてもしょうがないので、そういった議論

をある程度専門的にやるという必要がありますし、またこの場での議論と両方要るのかなと思いつつ、一応全体としてのとりあえずの方向づけを、先ほど委員からお話がありましたけれども、基本法でも農業の自然循環機能の増進というのがありますし、御案内のとおりかもしれませんが、家畜排泄物の処理とか、農業面での利用の促進という全体としての取り組みが今強化されておりますので、そういった中での食品残さというものをある程度枠を決めながらやっていくということも必要ではないかということに触れているということでございます。

委員長 いろいろ御意見をいただきましたが、もう少し時間がありますので、ほかにございませんか。委員、どうぞ。

委員 先ほどの委員の適量生産・適量消費ですが、御主張の中身というか、お気持ちはよくわかりますけれども、こういった審議会の文章の中に「適量生産・適量消費」と書きますと、何を以て適量とするか、何を以て適正とするかということがすぐ議論になります。統制経済でもやるんなら可能かもしれませんが、現在の経済システムの中では、適正・適量という概念で物事を整理しようとするのが非常に難しいのではないかという気がいたします。要するに無駄のない生産とか、無駄のない消費とか、先ほど委員長がおっしゃってありましたけれども、そういう趣旨だろうと私も思いますので、用語として「適正」とかというのは使いにくいのではないかという気がいたします。

委員 では、どういう言葉だったらいいと思いますか。それと、現在のシステムの中では確かにそうだと思います。しかし、前回も申し上げましたが、これは今後のビジョンをつくるわけです。そうすると、現在がこうであるから、現在に合わせてということであれば、これそのものがもう要らないということになってしまいます。確かに「適正」というのは何を以て、何%までとか、何トンまでとかという数値で決めることはできないだろうと思います。しかし、それを企業や行政や消費者がそれぞれ適正とは何であろうかという取り組みをしようということのビジョンを決めているんだと思うのです。難しいから言えないということになりますと、いつまでたってもできないということになってしまうのではないのでしょうか。私も確かに「適正」という言葉を非常に苦しんで使っている部分もある種あるわけですが、ですから、もし何かこういう言葉の方がいいんじゃないかというアイデアがあれば教えていただくと私もうれしいと思うのです。

委員長 実は、私はよく使う言葉なのです。「適量」とか「適品」とか、あるいは「適価」とか、それは消費者を起点として流通を考える場合には、消費者が欲しい量だけという意味で「適量」なのです。そういうふうに消費者ニーズに合った「適量」ということで私もしょっちゅう使っている言葉なのですが、ただ、今回のこの議論は、全体的なことを議論しているので、余りマーケティング的な視点で使ってはまずいのではないかという配慮があってどうかなというふうに言っただけで、私も日常的に使っている言葉でございます。

そういうことで、総論の部分ともかかわりますので、入れてみないと、前後の関係を見ないと何とも言えませんので、ぜひ入れなければいけないということはちょっとあれですので、考えさせていただいた方がいいのではないかと思います。趣旨はよくわかっておりますので、ということではいかがでしょうか。

委員（うなづいた）

委員長 まだいろいろ御意見あると思いますけれども、各論はよく整理していただきましたし、また、皆様方から今日大変細かいところにわたって御意見をいただきました。なおかつ、まだ総論、各論を通して議論する機会がありますので、言い足りない部分は今後の委員会の中でまた御意見をいただきたいと思います。

一応今日は予定の時間になりましたので、この辺で終わらせていただきたいと思います。今後のスケジュールを事務局よりお願いいたします。

事務局 各論と言っておりますけれども、これは分野ごとに切っておりますので、横断的な部分、あるいは食品産業、製造、流通、何とかという部分それぞれの切り口が違っていたので、それぞれの中で特に留意しなければいけないことというのは、それぞれの特色に応じながら入れていく必要があるということは我々としても検討したいと思っておりますし、また御意見がありましたらいただければと思っております。前回の際にも、この運営に当たりましては、それぞれの議論の後、さらにこういうことをつけ加えるべきであるということがありましたら、御連絡をいただくということでやっておりましたので、今回につきましても、今日この部分で言い足りなかった部分とかありましたら、また別途いただければと考えております。

次回につきましては、我々の整理等もございまして、とりあえず5月中旬、後半、その

あたりを予定しております。

それから、主なテーマにつきましては、前回やっていただきました整理の方向、総論的な部分、また今日の部分が基本的には各論的な部分になろうかと思えます。そういうものをそれぞれにつきましてできる限り肉づけをし、余分なところはある意味では削るということもありますけれども、全体としてのビジョンといった形での素案を提示しながら御議論をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

委員長 それでは、長時間にわたりまして御協力いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。

閉 会